

## 平成 28 年度 第 4 回 男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成 28 年 9 月 16 日（金）18:30～20:00

会 場：庁議室

参加者：名取 はにわ会長・徳田 ユミ子委員・白石 正樹委員・鈴木 久佐子委員・  
柘植 宏実委員・本田 純委員・佐賀 律子委員

事務局：市民部長・生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

### ○議題

- (1) 平成 28 年度 第 2 回 及び 第 3 回 男女平等推進市民会議 会議要録（案）について
- (2) 東久留米市第 2 次男女平等推進プランの進捗状況評価について（平成 27 年度事業）

・議題 (1) 平成 28 年度 第 2 回 及び 第 3 回 男女平等推進市民会議 会議要録（案）について  
事務局：本日、机上配付した。持ち帰って目を通してほしい。気づいた点があれば、9 月 30 日までに事務局に連絡してほしい。

- ・議題 (2) 東久留米市第 2 次男女平等推進プランの進捗状況評価について（平成 27 年度事業）  
（進捗状況評価の答申案について）

事務局：答申案の構成と、前年度からの変更点を説明した後、3 つの重点施策に関する評価内容と答申文について、議論いただきたい。

まず、答申の構成について説明する。答申書の大見出し I は答申である。ここが、本答申書の要の部分であり、平成 27 年度事業に対する市民会議の総合的な意見、提言を記載している。大見出し II は、各事業の実績と評価である。小見出し 1 から 3 は、現行のプランの構造や視点についての説明、4 は重点施策の評価と実績報告、5 は評価の一覧表及び個別の評価票と事業の実績報告書となっている。大見出し III と IV は、参考資料と付録として、諮問文のほか、当会議の条例やプランの理念でもある男女共同参画都市宣言、庁内の女性の参画状況等を掲載している。昨年度からは、大きく 3 つの変更点がある。1 点目は、大見出し I の答申文の構成だ。前回の答申では、「評価結果について」という項目に続いて、小分類を作り、1 つ目を「全体を通じて」、2 つ目を「重点施策について」として提言をしている。27 年度は、同項目の小分類について、「全体を通じて」の後を、「重点施策」と変更し、さらに「プラン最終年度を迎えるにあたって」という項目を追加して、現行プランの計画始期から 5 年間についての提言、提案等を記載している。今年度は次期プランの策定年度であることを踏まえ、現行プランの改善点を次期プランに反映させることを目的としてこのような形にした。2 点目は、大見出し II の小見出し 5 「評価と実績報告」の様式である。例年だと当該年度分の評価のみを記載していたが、今年度は 5 年度の評価の推移がわかるように、23 年度分

からの評価の一覧を記載している。3点目は、個別の評価票の様式である。各事業の評価票に、現行プランのこれまでの5年間の状況についてのコメント欄を設けた。

続いて、大見出しⅡの小見出し4「重点施策の評価と実績報告」について話し合いたい。委員のみなさんからいただいた意見をまとめ、案を作成した。内容に齟齬がないか、確認いただきたい。

会 長：評価の内容について、何か意見はあるか。

～文言修正等について検討～

会 長：重点施策3の評価に、「しかし、平成27年度の女性管理職割合は8.5%と、計画目標である平成28年度に25.0%という数字からほど遠いものとなっている」とあるが、事業主行動計画では、課長級以上にある職員に占める女性割合の目標を13%以上としており、第2次男女平等推進プラン（以下プランという）と比較して低い状況になっている。これはどう考えたらよいか。

事 務 局：プランがあるべき姿を掲げているのに対し、特定事業主計画は現実に近い目標を掲げている。乖離はあるというご指摘は、現実の問題として間違いない。新たなプランの中でも勘案しなければいけないポイントである。しかしながら、現計画の目標値をこの時点で変えるということはできないため、これはこれで現実の形だと考えている。

委 員：数値目標というのは、変えていってもよいのではないか。

会 長：通常、このような計画において、数値目標を低く変えるのはあまり望ましいことではない。

委 員：普通の民間企業にいと、下方修正は珍しいことではない。そうしないと、やる気をなくしてしまう。あまりにも乖離しているのであれば、実態に即した目標に改めるという考え方もある。

会 長：プランでは25.0%という目標がありながら、今年の3月にできた事業主行動計画では、しっかりと13%に目標を下げている。

委 員：明らかに問題があるのではないか。

会 長：そのような意味では、プランの目標が無理だったということを明らかにしている感はある。次期計画は、事業主行動計画をベースに考えていくことになるのではないか。今回は、とりあえず現行計画に基づく評価なので、目標を変えることは難しいということで了承いただきたい。

事 務 局：続いて、答申文の本文の検討に移る。少し補足で説明したい。同一の事業を複数の担当課が担当している場合、相互に連携を図ったり、情報のやりとりをすることが必要になるが、現状では、各課が単独にそれぞれの思いで事業報告をしている。そのため、他課の事業まで意識した報告が作れていない。今回の答申文の

中では、それぞれの課が、その施策に対してどのような役割を担い、他課とどうつながっているのか見えるような形で、事業の進捗状況の管理をしていきたい、ということに記載した。

会 長：文中に、「5年という時間が経過する中で、プランの事業として管理・評価すべき事業に変化が生じている」、とあるが、例示してほしい。

事務局：例えば、「シルバー人材センターの充実と活用」という事業があるが、シルバー人材センターは独立した組織であり、市はあまり積極的に関与することができず、設定として難しかったのではないかと感じる。他にも、介護の分野で、利用者または入所者の方の男女比率を記載する欄があり、どの施設を見ても、女性が東京だと7～8割を占めているが、必ずしもその比率が評価指標として適切とは言えない。設定に若干無理がある部分も見られるため、見直す必要があると考えている。

会 長：同様に、「目標が抽象的で、進捗状況が評価しがたい事業が散見された」との記載についても、典型例を示してほしい。

事務局：評価作成のワーキンググループで、多くの事業について数値目標が設定されていないという意見が、全てのグループから出ていた。何らかの指標がないと、評価がしづらいという意見が目立っていたため、可能な限り定量的な目標を設定することが必要である旨を記載した。

会 長：ただ、東久留米市の場合は、各課とも数字で出せるデータがある場合はきちんと提示しており、そういった姿勢は評価できる。

事務局：評価票の中では、もちろん定性的な効果、定量的な効果のいずれも、評価において必要で、これは時代が流れようが、軸として持っていなければならない観点である。その中で、できる限り定量的な効果は、数字によって出していくべきだと考えている。ただ、担当課の設定が、必ずしもマッチングしていないケースの中には見受けられる。せっきく数字を出すならば、定性的な効果とともに定量的な効果ははかれるような形での見直しはするべきだということで、定量的なものを否定するということは、一切考え方としては持っていない。

委 員：次回からの評価方法につなげるということで、今まで議論してきた評価方法の難しい点や、議論されてきたことがまとまったらいいなと考えている。「なお、プランに記載する事業は、主な目的が男女共同参画そのものを推進することにある事業と、他の課題を解決することにある事業とに分かれます」という記載が現れているように、現行のプランでは全ての事業が均一な形で並べられている。例えば、重みづけや重点配分をすることも考える必要があるのではないかと。

事務局：前回会議でも同様の意見をいただいた。次の計画を策定するときには、その辺りの区分けがある程度わかるような形にしないと、各担当課もわかりづらいと考えられるため、案を示すときに意識をして作っていきたい。男女共同参画を公から推進する事業と、社会を形成していく上で必要な要素に携わっている事業との

違いをある程度明らかにしたい。

委員：答申文において、「変化に応じて柔軟な取り組みがなされることを望む」という記載がある一方で、「(男女共同参画を取り巻く状況の) 進捗は非常に遅く、抱える課題の内容も大きく変化していない」という記載もある。変化に応じた柔軟な取り組みを進める必要性を訴えながらも、状況が変わっていないとすると、若干齟齬のあるような見え方になってしまう。「変化していない」というよりは、「変化していることに対応していくことが大事」といった前向きな表現にした方が、勢いがつくのではないか。

また、意識調査の数値を評価指標とすることは難しい。重要施策 1 に、意識調査の数値について記載があるが、その数値に関する評価については、特に記載がなかった。都においても意識調査を実施している。5 年あれば、制度的には間違いなく進んでいるはずだが、それゆえに女性の意識が高まり、今まで男性が優遇されているとは思っていなかった人が、男性が優遇されているという考えをもつ可能性もある。意識調査の結果を評価指標とすることの難しさから、都では、意識調査の数値については目標設定をしていない。

会長：答申文の「進捗は非常に遅く、抱える課題の内容も大きく変化していません」という記述は、積極的な表現に改めた方がよいのではないか。女性活躍推進法の関連や、3 市連携等、精力的に取り組んでおり、今後も更に推進していくというニュアンスを示した方が、今後に向けてつながりやすい。答申文においても、「男女共同参画行政についての認知度が上昇している」ということが特筆されているので、「変化していない」という記述があると、違和感がある。この辺、修文をお願いしたい。

他にもお気づきの点等あれば、9 月 30 日までにご意見をいただきたい。その後の修文については、私と事務局に一任していただきたい。

### ・議題 (3) その他

(男女平等推進センターについて)

事務局：男女平等推進センターの建物は (以下、センターとする)、民間から賃貸借している。センターは、平成 16 年に開設され、10 年間にわたる賃貸借契約が平成 25 年度末をもって終了した。その後、さらに 3 年間の賃貸借契約を締結し、28 年度末の 29 年 3 月 31 日をもって満了となる。28 年度の施政方針の中で、29 年度からのセンターの運用について、総合的に検討するということが謳われている。現在の状況であるが、センターが就労や起業、子育て、ワーク・ライフ・バランス等も含め、さまざまな分野から女性の職業生活を支援することができる場として、女性活躍推進の役割を担うべく、今後どのような形で運用するかということについて検討を進めている。今後、市民会議、また、センター運営協議会において報告をさせていただき、その報告に対する質問や意見等を頂戴していきたい

いと考えている。

(都の計画の策定状況について)

事務局：都の計画の策定状況について、お伺いしたい。

委員：都も 28 年度末で男女平等行動計画が満了となり、29 年度を初年度とした 5 年の計画策定を今進めているが、今回は「女性活躍推進計画」という形で新たに策定することになっている。基本的には、現行の行動計画をベースにしながら、より女性活躍の比重を高めた内容とする。併せて「配偶者暴力対策基本計画」についても、現行の内容を引き継いで改定する。現段階では、男女平等参画審議会に諮問しており、10 月中旬を目途に中間のまとめを公表する予定である。その後、2 週間ほどパブリックコメントを募り、その結果を踏まえて、12 月の答申が出ることになる。そこから、答申をもとに今後の計画を策定する。両計画とも、28 年度末に 5 年の計画が新たに策定される。

会長：女性活躍推進計画は、基本法に基づく計画という位置づけか。

委員：女性活躍推進計画は、基本法に基づく現行の行動計画をベースに策定する。女性活躍推進計画と配偶者暴力対策基本計画の 2 つを合わせて男女平等参画推進基本計画として、男女平等参画基本法に基づく行動計画に位置づけている。

○次回会議

10月24日